

自社のウェブサイトにおける点検整備料金の掲載義務化について

一般
社団法人 石川県自動車整備振興会

前略、自動車の法定定期点検整備を行う自動車特定整備事業者においては、道路運送車両法施行規則にて当該作業料金を依頼者が見易いように提示することとされていますが、先般「道路運送車両法施行規則の一部改正」が行われたことから、下記のいずれかの場合を除き、事業者自ら管理するウェブサイトにも点検整備に係る作業料金を掲載し、公衆の閲覧に供しなければならないことと規定されましたのでお知らせいたします。

尚、当改正は令和 6 年 6 月 30 日施行となっております。急なご案内になりますが、ご対応の程お願い申し上げます。

草々

記

次のいずれかに該当する場合、ウェブサイトへの料金掲載が不要となります。

- ・ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員※の数が5人以下である場合
- ・ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

※「常時使用する従業員」とは

アルバイトも含む従業員であり、事務員、工員を含む。

以上